

川崎市告示第281号

環境への負荷の低減に関する指針

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成11年川崎市条例第50号）第69条の規定に基づき、事業者が行う環境への負荷の低減に係る取組を支援するため、環境への負荷の低減に関する指針を次のように定め、平成22年5月1日から適用し、環境への負荷の低減に関する指針（平成12年川崎市告示第603号）は、同日から廃止する。

平成22年4月30日

川崎市長 阿部 孝夫

事業者は、事業活動を行うに当たり、環境への負荷を低減するため、事業内容、事業所の形態等に応じ、次に掲げるところにより実施するものとする。

- 1 無害な又は有害性のより少ない原料の選択及び有害な物質の使用がより少ない製造方法の選択
 - (1) 物の製造に用いる原料には、無害な原料又はより有害性の低い原料を選択すること。
 - (2) 脱脂洗浄施設等で用いるトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン等の有機塩素系溶剤の使用に当たっては、できるだけ代替物質への転換を図ることとし、適当な代替物質がない場合には、施設の密閉化、排出ガスの吸着回収装置の設置等の排出防止対策を実施すること。
- 2 施設の改善、施設の適正な管理、作業方法の改善等による物の製造、処理、廃棄等の工程から副次的に生ずるおそれがある有害な物質の発生の防止
 - (1) 燃料として都市ガス、液化石油ガス、灯油等の良質燃料を使用すること、又は、熱源として電気を使用することにより、硫黄酸化物、窒素酸化物及びばいじんの発生量がより少なくなるようにすること。
 - (2) ボイラー等の燃焼施設等については、低ノックスバーナー、排ガス再循環方式、排煙脱硝装置等により、窒素酸化物の排出量を削減させること。
 - (3) 施設の設置・更新にあたっては、設置・更新時点で、できる限り優れた環境性能を備えた施設を採用すること。
 - ア 別表1の左欄に掲げる施設においては同表右欄に掲げる性能を有し、ボイラー効率、COP（成績係数）等エネルギー効率のより優れた施設を採用するよう努めること。
 - イ 別表1に掲げる施設以外の燃焼施設についても窒素酸化物濃度がより低く、エネルギー効率の優れたものを採用することにより、窒素酸化物の排出量を条例第40条に規定する規制基準の80%以下とするよう努めること。
 - ウ 別表2に掲げる燃焼機器にあつては、それぞれの機器の種類に応じ、同表の気体燃料の欄又は液体燃料の欄に掲げる性能を有する燃焼機器を採用するよう努めること。
 - (4) 光化学オキシダントの発生の原因物質である炭化水素系物質を使用する塗装、印刷、接着等の作業に当たっては、炭化水素系物質を含む溶剤の使用量を削減するとともに、炭化水素系物質を含まない又はその含有量の少ない溶剤へ転換すること。
 - (5) 廃棄物焼却炉の使用に当たっては、焼却物投入量を適正に維持すること。燃焼を管理する担当者を現場に配置すること等により燃焼の適正管理を徹底すること。また、ばいじん、悪臭、ダイオキシン類等の有害物質の排出防止対策をとることが難しい小型の廃棄物焼却炉にあつては、その使用を避けること。

3 原材料及び水の使用並びにエネルギーの消費をより少なくするための製造される物の性状及び物の製造の工程の転換

- (1) 冷却水の循環使用、生産工程における水の再利用等により水の使用量を削減すること。
- (2) 給水予熱器（エコマイザー）、空気予熱器（エアヒーター）、ヒートポンプ等による廃熱の回収利用を行うことにより、燃料使用量を削減すること。
- (3) ガスタービン、ガスエンジン、燃料電池等の熱電併給施設（コージェネレーションシステム）等を採用することにより、エネルギーの合理的使用を図り、燃料使用量及び電力使用量を削減すること。

4 排水中の窒素含有量及びリン含有量を削減する措置による海域における富栄養化に伴う水質の悪化の防止

- (1) 窒素又はリンを含有する副原料、防錆剤、清缶剤、洗浄剤等の使用については、窒素又はリンを含まないものへの転換又はそれらの含有量が少ないものへの転換に努めることにより、使用量の削減を図ること。
- (2) 窒素又はリンを含む排水を排出する場合にあっては、窒素又はリンを除去する機能を有する排水処理施設を設置すること。

5 適正な構造を有する処理施設によるし尿その他の生活に起因する汚水の処理川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第119条の規定に基づき合併処理浄化槽を設置する場合は、以下の構造方法等を満足するものとする。

- (1) 5人以上50人以下・・・し尿浄化槽の構造方法（昭和55年建設省告示第1292号。以下「建設省告示第1292号」という。）第1の構造方法を有するもの又はこれと同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けたもの
- (2) 51人以上200人以下・・・建設省告示第1292号第6の構造方法を用いるもの又はこれと同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けたもの
- (3) 201人以上500人以下・・・建設省告示第1292号第9の構造方法を用いるもの又はこれと同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けたもの
- (4) 501人以上・・・建設省告示第1292号第9の構造方法を用いるもの又はこれと同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けたもの

6 施設の改善、施設の適正な管理等による悪臭の発生の防止

悪臭を発生する作業、施設等においては、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第128号）別表第10の6に定める臭気指数の許容限度を確保するよう、次に掲げる事項により改善等を行うこと。

- (1) 悪臭の発生する作業、施設等の運用の改善を図るため、作業内容又は悪臭発生施設等の構造若しくは配置の改善及び適切な排出方法の選択
- (2) 悪臭の発生を防止する施設の改良を図るため、建屋内の悪臭の捕集及び除去設備の改善、脱臭装置の設置又は改善、脱臭装置の保守管理の改善等
- (3) その他悪臭の排出を減少させるため、汚水処理施設の維持管理の改善、排水路等の改善、ごみ及び不用物の処理方法の改善、事業所敷地内の清掃、緑化等

7 騒音及び振動の防止に配慮した施設の選択及び作業方法の改善並びに騒音源及び振動源の低減

- (1) 低騒音型又は低振動型の機種を採用
騒音又は振動の発生源となる機械類を新たに設置し、又は更新する場合には、より低騒音又は低振動のものを採用すること。
- (2) 騒音及び振動源の配置
騒音又は振動の発生源となる機械類を設置するときは、周辺の状況に配慮するとともに、できるだけ敷地境界から離れた位置に配置すること。

(3) 機械類の防音又は防振対策

騒音の発生源となる機械類には、消音器、防音カバー等の設置による防音対策を講じ、振動の発生源となる機械類には基礎を重くし、機械と基礎の間には、防振ゴム等の弾性体を挿入するなどの防振対策を講ずること。

(4) 建物の防音対策

ア 建物の中で著しい騒音を伴う作業を行う場合には、建物の壁材に防音効果のある材料を用いるなどの騒音対策を講ずること。

イ 出入口、窓及び換気口などの配置については、周辺の状況に配慮した場所に設置し、又は壁材と同程度の遮音性能を有する防音対策を講ずること。

(5) 建物の配置及び防音塀の設置

建物の新設又は建替え時における建物の配置については、周辺地域への騒音又は振動の影響を考慮した配置とし、必要に応じて防音塀を設置するなどの防音対策を講ずること。

8 地下水の利用のより少ない作業方法及び施設の管理方法の選択並びに掘削工事を行う場合にあっては、地下水の排除による周辺の地盤の沈下の防止のための措置

(1) 地下水の採取量の削減

冷却水の循環利用、生産工程における水の再利用、工業用水の利用等により地下水の採取量を削減すること。

(2) 工事における周辺の地下水位の変動に対する対策

工事を行う場合は、次により出水量及び揚水量が少なくなる工法により実施すること。

ア 工事の計画

開削工事、トンネル工事等を計画する場合にあっては、土地調査、現況調査等を基に、止水性が高い工法又は地下水の揚水量の少ない工法を選定し、周辺の地下水の流動状況に与える影響を少なくすること。

イ 工事の施工

工事の施工に当たっては、周辺の地下水位等を監視しながら、適切な施工管理を行うこと。

(3) 地下構造物による周辺の地下水位の変動に対する対策

地下構造物を計画する場合にあっては、周辺の地下水の流動状況に与える影響の少ない構造とすること。

(4) 地下水のかん養

地域特性及び周辺の地下水の状況を勘案し、雨水の浸透効果が高いますの設置、浸透塗装の採用等適切に地下水のかん養を行うこと。

附 則

この指針は、平成22年5月1日から適用する。

別表 1

| 施設種別※ ¹ | NO _x 濃度※ ² |
|--------------------|----------------------------------|
| 発電ボイラー | 10ppm 以下 |
| ボイラー（発電以外） | 30ppm 以下 |
| 吸収冷温水機 | 40ppm 以下 |
| ガスエンジン | 30ppm 以下 |
| ガスタービン | 5ppm 以下 |

※¹ いずれの施設も、大気汚染防止法のばい煙発生施設とする。

※² ガスタービンはO₂=16%換算値、それ以外は0%換算値

別表 2

| 使用燃料 機器の種類 | 指針値 (O ₂ =0%換算) | |
|---------------|----------------------------|---------|
| | 気体燃料 | 液体燃料 |
| 家庭用ガス大型給湯器 | 60ppm以下 | — |
| 小規模ボイラー | 50ppm以下 | 80ppm以下 |
| 小規模吸収冷温水機 | 60ppm以下 | 80ppm以下 |
| 小規模ガス機関 | 100ppm以下 | — |

- 備考 1 対象となる家庭用ガス大型給湯器とは、給湯部分のガス消費量35kW（16号）以上の屋外式強制燃料式ガス瞬間湯沸器（給湯付ふろがまを含む。）である。
- 2 対象となる小規模ボイラー及び小規模吸収冷温水機とは、大気汚染防止法で規制対象外のボイラー、すなわち、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算で50l/h未満、かつ、伝熱面積が10㎡未満のボイラー又は吸収冷温水機である。
- 3 対象となる小規模ガス機関とは、大気汚染防止法で規制対象外のガス機関、すなわち、燃料の燃焼能力が重油換算で35l/h未満のガス機関である。また、ガスヒートポンプの測定法については、日本ガス協会の定める「小型ガスヒートポンプのNO_x測定法について（12モード法による測定）」によるものとする。